

## 【紹介】

# ロック研究の一つの系譜

—宮下輝雄訳『ジョン・ロックの政治哲学』をめぐって—

友 岡 敏 明

た感がなくはないほどである。

私の友人でもある創価大学の宮下輝雄氏は、John Wiedhofft Gough, *John Locke's Political Philosophy, Eight studies, 2<sup>nd</sup> edn.* (Oxford: At the Clarendon Press, 1973) を全訳出版した。この翻訳書の出版社および出版年は、「人間の料学者、一九七六年」となっている。翻訳の典拠となっている原著の「第二版」から数えて三年後であるから、飛切早い訳業だとはいえぬかもしれない。ましてや、原著の「第一版」第一刷が一九五〇年で、それ以来わが国のロック研究界で絶えず引照され続けてきたとすれば、むしろ遅きに失し

ロック研究の一つの系譜

(一一九) 一一九

ところで、本書の原著者J・W・ガフは、「訳者あとがき」にいうように、「わが国でもよく知られたイギリスの学者」である。『ジョン・ロックの政治哲学』初版第一刷がイギリスにおいて出版されて間もなく、わが極東においても二点の「書評」が出現した。その一つにおいて、ガフのロック研究は、「彼〔ロック〕の政治思想の真実を追求したものであって……全く英国においてのみ可能な独自の研究」であると称讃され、またいま一つにおいて、「社会的基盤を考慮する場合にも……一応は〔それと〕切り離して考えられる思想自体の流れを思い浮べつつ行われなければならないという点からすれ

ば、示唆に富むものである<sup>(2)</sup>と積極的な評価を得ていた。それ以来、『ジョン・ロックの政治哲学』から明示・暗黙、積極的・消極的とりまぜての幾多の恩恵を受けてきたわが国ロック研究学界ではある(その一覽表作成は、その気になれば、さして困難ではない)。だが、公平にみて、『ジョン・ロックの政治哲学』におけるガフの知名度は、わが国専門学界についてはいざ知らず、一般知識人の共有財産となりうるには余りに低いといわなければならない。もちろん、その原因を、特殊な一思想家——しかも余りに著名な古典的思想家であつて、原典の邦訳により自前のイメージを結びうる思想家——の特殊研究であることに、求めることはできない。仮に、特殊ロックの研究者レオ・シュトラウスやピーター・ラスレットを取りあげるならば、彼らの名は、ガフとは異なつた運命の下にあるものと思われるのである。シュトラウスは、ガフの言葉でいえば「新型の分析方法」<sup>(3)</sup>を用いて、近代文明批判という鮮烈な展望のなかにロックを置こうとした。これによつて、伝統的諸要素を遺しながら伝統に半ば背を向けたロックといつた妥協的でなまぬいロックといつた像を払拭したシュトラウスの名前は、戦後の国際的なロック研究学界に投げかけた潑刺たる刺激ないし波紋と二重写しとなつ

て、一般知識人の耳朵を打つ立場にいたのである。また、ラスレットは、ガフの認めるように「原典批評技術の新鮮な適用」<sup>(4)</sup>によつて、政治思想史上の古典『統治論』兩編の執筆時期と執筆目的ならびにこの古典の解釈基盤たるべき事柄に関する説得的な新説を打ち出した。これによつて、ラスレットの名は、近代政治思想の原基としてのロックに言及する場合には、「名誉革命」という歴史的事件を連想せしめる従来の必然性に劣らぬ必然性をもつて、一般知識人に想起せしめられる立場に立つている。

こうした特別の立場に立つロック研究者たちに対して、一般知識人(ロックIIアメリカ革命の思想的租、自由主義の思想的定礎者、私有財産権觀念の最大の流布者、といつた単純な図式的知識に止まらない知識人を想定しているが)との関連で、ガフの名との何らかの觀念連想を得しめる縁故は、一体何であらうか。確かに、その縁故は存在する——いや、もつと正確にいえば、たとえわが国知識人の知識欲の好みに合致しないことが結果的に判明するであらうとしても、ロック研究におけるガフの名をそれとアイデンティファイしうるような特質を可知的にすることは可能なのである——。しかも、戦後、世界的に多岐化した歴大なロック研究文献中の一雫と

してではなしに、である。

J・ダン<sup>(5)</sup>は、この多岐化したロック研究の一方の極としてガフを名指した。ダンが挙げた他のC・B・マクファアスンやW・ケンダルやL・シュトラウスは、明らかにこのガフと対蹠的な諸極を占めている。マクファアスンやケンダルに対するガフの論駁にはのちほど触れるとして、少なくともシュトラウスがすでに述べたような特別な立場を占めるのであれば、ダンが押し出した対極ガフもまたそうであるべきではないか。両対極の名がわが国一般知識人の共通財となつてはじめて、「知識」の公平が期されうるといふ道理である。この意味では、件のシュトラウスが『ジョン・ロックの政治哲学』を単に「いまや常套的 (conventional) となつた路線」を歩むと評したのは、いささか一方的である。ガフの真価は、シュトラウスが仄めかそうとしたようには、「ロックが非論理的欠陥や不整合で満ちている」その理由を説明しようとしたことにあるのではない。そのような「不整合」を前提にした上で、これを統一的に捕捉しようとする手法は、実は、シュトラウスが賛同を表明したマクファアスンによるロック財産論の分析自体がとつたところである。ガフの根本的立場は、これではない。ガフとシュトラウスの名がまさに対極を構成するの

は、「歴史の相」と「永遠の相」との激しい隔りに類比をとり得るくらいに両者の立場がかけ離れている点に存在する。この架橋なき両極の下では、両者が右の前提そのものを認めず、ロックの真意 (real aim) に基づいて元来の首尾一貫 (consistency) をロック政治哲学に求める共通項を有することは、まったくの偶然でしかない。いな「偶然」というよりはむしろ懸隔を拡大する「起爆剤」でしかないのである。在来の研究者と同様、両者にあつて、伝統的諸観念の最後の溜り場R・フッカーとの関連は思想上にロックを定位する場合の試金石であり続ける。ロックがフッカーを引用するのは、真意の点からして、一方にとって両者間の「決定的親和性」(a definite affinity) であれば、他方にとってはロックにおける「哲学的伝統との絶縁」(a break with the philosophic tradition) の糊塗である。まことに、ロック政治哲学像をめぐるガフとシュトラウスは、右の「対極」の名に恥じない相互反撥性を示す。

田中正司教授は、戦後の国際的ロック研究の動向に、右とは異なつた角度からより一層精密なドキュメンテーションによつて、「分極化」現象を指摘され、今後の課題を「統一的」ロック像の把握におかれた。私自身、「歴史の相」の下にロ

ックを見る方法と「永遠の相」の下におけるそれが本来排他的であるとは考えない立場から、田中教授が提起された課題を受容したいと考える。だが、この責務に本格的に応えていくのは、今後のこととして留保しなければならぬ。しかし、いずれにせよ、右に述べたことは、わが国一般知識人層にロック像を提示する場合に、ガフが重要な一方の極をなすことについての最少限度必要な状況証拠となるものである。では、むしろ、ロック研究におけるガフの名のマイドゥンティエーは何か、節をあらためてこれをみてみよう。

- (1) 竹原良文「J・W・ゴッホ『ジョン・ロックの政治哲学』ハの研究——』(『年報・政治学』一九五二年)。
- (2) 山崎時彦「ジョン・ロック政治思想に関する二つの研究」『季刊法律学』第一三号(一九五三年)。
- (3) John Locke's *Political philosophy*, second edition (以下『書名』省略) 単行 2nd edn. と表記する。 Preface to the Second Edition, vi.
- (4) Loc. cit.
- (5) John Dunn, *The Political Thought of John Locke* (Cambridge: At the University Press, 1969), p. 9.
- (6) Leo Strauss, *What Is Political Philosophy* (Westport, Connecticut: Greenwood press, 1973, orig. pub.: 1959), p. 302.
- (7) ditto, *Natural Right and History* (Chicago: the Uni-

versity of Chicago Press, 1953), note 106 on p. 234. 「この章〔ロックを含む第五章「近代の自然権」を完成してのち〕C・B・マクファースンの論文「ロックの資本主義的収奪論」(『Locke on Capitalist Appropriation,』 *Western Political Quarterly*, 1951, pp. 550-66) が、私の眼に止まった。マクファースン氏の財産の章に関する解釈と本書で提示した解釈との間には、かなりの一致点が存在する」。

- (8) Cf. C. B. Macpherson, *The Political Theory of Possessive Individualism* (Oxford, 1962), chap. v. 以下では、前註の『Locke on Capitalist Appropriation』を引用する。『The Social Bearing of Locke's Political Theory』(in *Western Political Theory*, 1954, pp. 1-22) が収容されている。以下では、後者の論文では、「ロックの個人主義と彼の『集団主義』との間の妥協ならびに主要な諸不整合点」(loc. cit., p. 3) がロック当時の経済的・社会的現実とどう「究極的源泉」(loc. cit., p. 15) から説明されるべきか」。
- (9) J. W. Gough, *John Locke's Political Philosophy*, corrected version of the first edition 1968), p. 45. 以下を以下単行 1st edn. と表記する。
- (10) L. Strauss, *What is Political Philosophy*, p. 303.
- (11) 田中註司「ジョン・ロックの研究動向」『季刊・社会思想』(一九七一年 一一号) 三八八～四〇五頁、参照。

『ジョン・ロックの政治哲学』は、第一、二版とも八章の

構成をとる。各章別のテーマは、それぞれ、第一章「自然法」、第二章「個人の権利」〔ただし「権利」は複数形〕、第三章「同意による政治」、第四章「ロックの所有権〔あるいは財産〕理論」、第五章「権力分立と主権」、第六章「ロックとイギリス革命」〔ただし第二版による。第一版は「ロックと一六八八年の革命」としていたが、次節で述べるラスレット説の受容によって既成のないしは短時期の「名譽ある」(Glorious)「革命」と一定の距離をおく必要に迫られ、「一六八八年の」を削除した上で一般名辭の「イギリスの」を加えたものである〕、第七章「政治的信託」、第八章「ロックにおける寛容の信念の発達」となっている。<sup>(1)</sup>

これらテーマは、いずれも、ガフが「新たに (afresh) 論じるに値する」<sup>(2)</sup>したがって在来の結論とは趣きを異にした新鮮な結論を窺いうると考える論題である。各章ともその「新鮮さ」の種類は異なっているが、集約点は、ロック思想の論理的演繹による性格確定ではなく、その思想表現によってロックが何を考えていたかの確定であるという意味で、共通点をもつ。だが、ロックの「真の意図」の究明という共通項の下でも、異なったニューアンスの特徴をもつほぼ三つのグループに分けることが可能である。すなわち、

① 『統治論』全体を見渡した統括的評価に当る第六章。

ロック研究の一つの系譜

② ロックの過剰評価(政治的信託や三権分立観念の元祖とか絶対的良心の自由の主張者とか)をたしなめ、彼の元来の穩健性ないし伝統性を指摘した第五、七、八章(このうち、第七、八章は『統治論』そのものの分析ではなく、『統治論』前後の時代の觀念△信託▽の状況と『統治論』以外のロック著作に見られる觀念△宗教的寛容▽を対象とする)。

③ 論理的不整合を犯しても妥協的たろうとする思想家、そしてそのゆえに思想家たるの資質それ自体をさえときには疑われる思想家としての従来のロック像に敢然と(前述の)「新たに論じるに値する」がもつともボレミッシュな響きをもつのは、このグループにおいてである。挑戦を試みた第一、二、三、四章。

以下、①、②を簡単に瞥見し、③をやや詳細に検討しながら、ガフの基本的立場のアイデンティティーを探ってみる。

#### 「第六章」

①の第六章は、次節で述べるようにラスレットの新説によって最大の変更を余儀なくされた『統治論』の執筆時期と執筆目的(出版目的とは一応区別して)に深く関わっている。だが、第一、二版とも、一般に受容されていた「名譽革命の弁証者」(the apologist for the Revolution)としてのロックという規定をこの「第六章」において正確に理解しよう

という点では、何らの変更もない。ガフは、一方において「ロックがコンヴェンション議会におけるホイッグ政治家たちによって使用される議論を供給したというのは、どうも真実ではありえない」として、ロック政治思想と時事的事件との間に直接的関接的連関ありという主張に楔を打ちこむとともに、他方で『統治論』第二篇(あのアナクロニスティックな第一篇はいざしらず)を「政治的義務とか個人・国家の関係とかいった一般の問題を解決しようとする勝れて哲学的な著作」とする、ロック政治思想のいわば一方的普通化理解をそれ自体では謬見となると斥けた。そして、ガフは、これら両見解をいわば弁証法的に統一しようするような立場から、『統治論』を哲学的要素(普遍性)を帯びた「時務的著作」(piece d'occasion)<sup>(5)</sup>とした。つまり、ガフによれば、『統治論』は、名誉革命を「正当化」した側面をもつ——第二版でラスレット説を受容して、執筆当初の『統治論』を名誉革命にほぼ一〇年先き立つ時点での「piece d'occasion」だとしても、同「序文」に明示されたロック自身の出版意図によれば、やはり依然として『統治論』は「名誉革命の手続きやそこから生じた統治形態を『正当化する』」内容たりうるものだとした——とはいえ、そこで展開される思想内容は、ロックの「永年

にわたる広範な読書と省察の果実」<sup>(7)</sup>であった。したがって、一面「広範な読書」に担保されているゆえにロックの政治思想に何ら独創的観念がなく、一七世紀後半のイギリスに見られた「政治理論の常套的諸観念」ないしは当時の「すべてのリベラルな思想に常備の知的財」<sup>(8)</sup>がそこに投影されているとしても何ら怪しむに足りない。だが、他方、ロック自身の「省察」という加工を経て当時の「常套的諸観念」が「純粋な理性」の推論というベルト・コンベアーに乗ってホイッグたちの「憲政原理」に結実し、「当時の合理的気質」に訴えたのである。かくて、ガフ以前におけるロック政治思想と名誉革命の関連づけを不十分なし片面的として批判し(これによって、たとえば、F・ポロック、C・E・ヴォーン、W・ケンダル、G・R・ドライヴァー、Ch・バスタードなどが批判される)、現実性と普遍性とがあいまって、当時の現実を喰いこむと同時に來たるべき諸世代に顕著な影響力を行使しえた『統治論』を説明したガフの見解は、このテーマに関する一つの新しい総合という他位に立つことになる。もつとも、ガフのこうした総合のうちの各要素——『統治論』の合理的・啓蒙的要素、「明晰で気取らない読み易い文体」、当時の「ホイッグたちの憲政原理」など——は、けして目新しい指摘

ではないが、これらをロックにおける「統一」<sup>9</sup>として捉えるところにガフの特徴があるのである。たとえば、『統治論』がイギリス憲政理論の不可欠の古典となったのは、ガフにあって、『統治論』中の一つの観念の系譜（黙示の同意、制限君主制、君主大権の容認など）のゆえにではなく、『統治論』の全体的な性格のゆえにだということになる。この点、後述の第二章のグループでのガフの所論との関連に注意しなければならない。

#### 「第七章」

次に、②グループ中の第七章は、より特殊的なテーマにおけるガフの功績を示すものである。その功績は、C・E・ヴォーン、E・パーカーなどが手をつけずに残しておいた「信託観念の起源の問題」<sup>11</sup>に着眼したことと相即的であって、力点はロック自身よりも、彼以前の伝統にある。その要旨は、ロックにおける「信託」概念を「契約」概念のターム下に包摂しよとすることの誤りは、すでにヴォーン、パーカーによって指摘されていたが、「契約」概念とは種的に区別されてはじめて抵抗権理論としてのロック政治論における中枢概念となりえた「信託」概念が、けっしてロック独りの占有物であったのではないということである。ガフによれば、ロック

が『統治論』を著す時点で、それはすでに「かなり発展した形態」に達しており、ロックがこれを「受け継ぎ応用した」にすぎない、とさえいえるイギリスの政治的伝統の産物であった。「信託」は、一方で権力には「責任と義務」が伴なうという中世以来の責任統治観念の発展であるとともに、他方でコモン・ローないし制定法上の「法的」信託観念の比喩的転用の成果なのである。それは、イギリス特有の起源と発展をもつものであって、「ローマ法上のいかなる制度にもその起源を負うものではない」<sup>13</sup>。その証拠に、ローマ法の傘の下にあった大陸の政治思想が「契約」観念を一步も出られなかったのに対して、イギリスではミルトン、クロムウェルはいわずもがな、復古王政の定礎者クラレンド、チャールズ二世、そしてあのフィルマーやホップズでさえもが権力保有を「信託」の用語で捉えたのである。

しかし、それでは、伝統的な観念「信託」をめぐって、研究者ガフの功績はさておいて原思想家ロック自身の功績といえるものはないのであろうか。この点についてガフは、功績という目覚しい用語を使っていないが、右の「応用」がこれに当ると解しうる。イギリスの政治的伝統は、しだいに信託者を「神」から「人民」に下降させ、受託者を「国王」と

「議會」に分化させてきた。だが、「信託」は、その過程にあって、無責任的・専断的権力を斥けるという観念を内在させてはいたが、必ずしも「条件付きの革命権をさえも含蓄するものではなかった」<sup>(15)</sup>。ロックにおいても、もちろん、議會、君主ともに根源的権力の所在地「人民」より「信託」された機関であった。そして、ロックの場合は明らかに、「信託」とは、恣意的命令によってではなく、確立された公知の法によって公共の福祉のために統治することと、この統治から「ひどく」逸脱した統治に対しては「革命」が政治的権利として存在すること、を意味した<sup>(16)</sup>。だが、この「革命」権を主張するためにロックが何ゆえブーフエンドルフ流の二重契約（自然状態—第一契約—社会、社会—第二契約—統治権力）ではなく原始契約<sup>Original Contract</sup>—信託の構成を考えたかといった角度からのロックの功績の指摘は、ガフよりもバーガーによってはるかに鮮明に行われている。この点、ガフの特徴はむしろ、ロックが「革命」権を後楯とする有責的・合法的統治の観念を強化するために正確に、「信託」の伝統を継受・応用したことを指摘し、同時に、ロックにおいて「信託」観念そのものが個人主義的政治要求よりも「立憲的統治」と合一する穏健性を示すものとしてあげたことにあるといえる<sup>(17)</sup>。

## 「第八章」

②グループ中の第八章は、「信託」の場合と同様、ロックの「寛容」思想が「何ら新しいことを語ったのではなく」<sup>(18)</sup>、「各個人が（神の助力をえて）一人で聖書を解釈しようというプロテスタント的信念」<sup>(19)</sup>と寛容獲得の実践的成果といったいわばプロテスタント国イギリスの伝統がロックの構成をくぐって表明されたものであると主張する。ロックの構成の手腕が生んだ「均衡、合理性、哲学的気質」に富む『寛容書簡』は、一八世紀イギリスにおける寛容原理の堅固な定着に「それ相應の寄与をした」<sup>(20)</sup>けれども、注意しなければならないのは、「寛容」思想に関してロックを歪曲した歴史も存在するという<sup>(21)</sup>ことである。この点についてガフが指摘するのは、ウイリアム・ポップルが『寛容書簡』の最初の英訳書に付した「序文」で「絶対的自由」をロック寛容思想の一つのメルクマールとしたことである。「ロックは決して絶対的自由を信奉しなかった」<sup>(22)</sup>し、政治的ないし道徳的考慮として終生、「教皇主義者と無神論」を寛容の対象から外したのみならず、社会の平和と公共秩序にとって必要ならば世俗権力の宗教的非本質的事物領域への介入を認めさせたのである<sup>(23)</sup>。「寛容」問題に関してもロックの終生変らぬ確信は、一方でアナキー



ーを避け、他方で正統的統治権力（国内における権力の絶対主義化も外国権力への身売りもともにこれに反す）を擁護しなければならぬということであった。ここにロックの中庸性・穩健性が發揮されていることになる。しかし、ガフは、ロックの「寛容」思想がこの意味において「終生変らぬ一貫した根本的テーゼ」に基づいていたと主張するならば、そこには世俗権力の性格を論じた初期ロックの著作『世俗権力二論』の評価が巻き込まれているのであって、第一版におけるこの点での所論は、フィリップ・エイブラムズの新しい研究から多大の影響を受けた結果としての正当な修正を覚悟しなければならなかった、ということにもなる。しかし、この点については、次節で扱うことにする。

#### 「第五章」

②グループの第五章も、「権力分立と主権」のテーマに関する過剰なロック評価に警告を発する。ガフによれば、ロックとモンテスキューを区別する妥当な相違は、二権分立か三権分立かにあるのではない。これは、ロックの立法権・行政権・連合権とモンテスキューの立法権・国内法関連の行政権（ここに司法権を含む）・国際法関連の行政権を比較すれば一目瞭然である。両者間の「より根拠ある、より根本的な相

違」は、モンテスキューが「自由な国家には、主権が存在せず、統治は権威において平等・対等な機関よりなる」と主張した点に存在する。ロックは、実際のところ、何種類あるのであればその諸権力の抑制・均衡による主権の無化を目指したのではなく、混合政体という「伝統的政体」に「満足した」<sup>(27)</sup>。この混合政体において最高権力（supreme power）の所在を立法府とすることによって、ロックは一方において国民の自由の確保を狙い（議会は「自由の機関」であったから）、他方において実質的な主権概念を維持した（ロックが「主権」用語を用いていないのは、「恐らく、リヴァイアサンの専断的権力を連想させること」を嫌ったからであり、立法府に主権性を認めたことは、それが信託履行状況にあるかぎりいま一つの「最高権力」たる共同社会Ⅱ国民の革命権行使——ガフによれば、これが共同社会の「政治的主権」の発動である——をさせないという意味で、ルソーの「一般意志」の一元的な主権といった混乱から免れたということである）<sup>(28)</sup>のである。かくて、J・N・フィッギスが主張したように、『統治論』は、主権観念そのものに対する攻撃ではなく、一七世紀のホイッグたちによって「受容された政治的慣行の合理化」にすぎなかった<sup>(29)</sup>。さらに、よく問題となる『統治論』と「アメリカ合衆国憲法」との関係についても、ガフは否

定的である。「アメリカ合衆国憲法」はまさに「主権」の無化を目指す極端な三権分立制を主張するものであって、理論面でロックとの異質性を見せるからである。ただし、この理論的異質性にもかかわらず、「もしロックが、間接的にでも、アメリカ人たちの統治理論の由来の源泉であったとすれば」「恐らく彼がそうであつたらうと私は思うが」、彼「ロック」は、その成果たるアメリカ憲法にいく分かの責任を負っている<sup>(30)</sup>ことになる。だが、当時のアメリカ人たちにとって問題であつたのは、「政体に関して」イギリスのモデルを模写すること「にあつたのではなく、モデルそのものにおける「欠陥」——「議会の法的全能性」に抵抗することであつた。この点でまさに、ロックがそのなかで思索した歴史的特殊性と「合衆国憲法」作成者たちがそのなかで苦吟した歴史的特殊性とは、歴史のダイナミズムの煽りによってすでに異なつたものとなつていたことに注意しなければならぬ。<sup>(31)</sup>

さて、歴史的特殊性といえどそれがガフにおいて、ロック自身の所論の解釈背景としてもっとも目覚しく活用されるのは、ロック思想を「思想」として弁護する場合にである。といふのは、快樂主義と合理的規範主義、自然法・個人の価値と多数決主義、明示の同意と暗黙の同意、財産権に関する貨

幣出現以前の自然状態とそれ以後の自然状態、こうした「不整合な (inconsistent)」諸点を何らの問題性を感じることなく併合し、したがって各項の連結環たるべき何らの説明も見せない思想は、「真剣な検討に値いせず」、それを抱いた「ロックを思想家として信用しない」<sup>(32)</sup>根拠となるからである。ガフは、思想家ロックおよび彼の思想をこの危険な運命から救おうと敢然立上つた観を呈する。次の一文は、このガフの感慨を物語っている。「ロック政治思想の諸局面において、彼の推論の足どりがいかに危うかしいものであつたとしても、」<sup>(33)</sup>ロックが正しい結論に到達したことにわれわれは想到してもよいだらうし、彼の健全な中庸が……わが国の憲政発展の多くを特徴づけてきたことにわれわれは感謝してもよいであらう」と。<sup>(34)</sup>どうやら、ガフがロック思想の解釈背景として一七世紀イギリスの歴史的特殊性を強調するのは、単なる歴史的興味にのみ基づくのではなく、イギリス型民主主義がいましがたそれを克服したばかりの全人格を吸収し尽す全体主義に対する勝利の、<sup>(35)</sup>思想史的確認への情熱であるようである。あまりにも抽象的・論理的なロック思想分析の態度（これはロックを分裂的思想家とする）は、「社会的全体への個人の吸収を説く理想主義学説のために道を掃き清める」<sup>(35)</sup>役割りを担う、ゆえに、「表

見的には一般的と見えるロックの議論の背後にある諸現実<sup>(36)</sup>」に照らしつつ、「眼光を紙背に徹せしめ<sup>(37)</sup>」てロックの議論を追うことによって統一的ロック像を捕捉しなければならない、ということになる。

### 「第一章」

そこで、③グループの第一章は、主として『統治論』以外の著作、なかでも『人間知性論』と『自然法論』（フォン・ライデによる編集刑行は一九五四年であって、ガフの第一版の出版時にはいまだマニスクリプトの状態のままであった）とに内在する「自然法」観念をめぐっての問題点を扱っている。『統治論』もちろんそこで顔を見せてはいるが、それは、そこに散在する「具体的な自然法内容」を蒐集するためにであって、新たに議論を起す土壌としてではない。<sup>(38)</sup>ガフが主眼としたのは、問題自体としては『統治論』の合理論と『人間知性論』の経験論との関係いかんといったしばしば提起される問題形式にづらなっていくとはいえず、(i)『人間知性論』自体に内在する論証可能な科学としての倫理学（合理的、観念的である）と快樂主義的倫理学（『知性論』以外にも「かく私〔ロック〕は考える」とか「倫理学雑感」といった覚書きからも援用される）との、そして(ii)『自然法論』における自然法の観念的合理的色彩（自然

法は人々の同意から知られない」とか「民の声は神の声という格言は誤まり」だとか「自然法は自己保存の命令でない」とかといった）と『人間知性論』における快樂主義的見解との、表見的不整合を解くということである。ガフの結論は、ロックのすべての思想にわたって「キリスト教の神が究極の争われぬ前提<sup>(39)</sup>」であって、彼の観念的合理論も快樂論も「すべてが整合的に収まる<sup>(40)</sup>」、ということである。この結論は、もちろん唐突に出てきたものではなく、自らの知力で思索する一七世紀の一人のイギリス人プロテスタントに対するガフの深い共感を媒介したものである。ただ、ロックが攻撃した観念論がいかなる種類の観念論で、したがってこれと対照的に呼ばれるロックの経験論はどのような経験論であったかとか、「ロックの快樂主義自体がキリスト教信仰と調和するよう適合せしめられている<sup>(41)</sup>」といったいわばロックのキリスト教的快樂主義的思考がいかにして形成されたか（ガフはP・ガッサンディないしガッサンディストへの言及を見せない）とか、の点に関して、史料的な検討をガフが行っていないのは、第七章「政治的信託」の場合とは対照的である。けれども、快・苦と善・悪といった異質の原理が「立法者」たる神の意志を媒介して調和的に捉られているという指摘は、『人間知性論』第二巻第八章

節五節を根拠としているのであって、このような内在的な吟味からロックにおけるすべての要素を結び合わせる実在たる「キリスト教の神」を解釈道具として措定することまでは、わずか一歩である。この一歩の間隙を埋めたのが右の深い共感であったといえる。<sup>(43)</sup>

こうした宗教的共感は、イギリスの伝統的憲政の発展路線に対する熱烈な擁護意識とあいまって、ロックをエゴイスチックな打算による現世的政治の追認者だとして、資本主義的収奪の政治論の担い手としたりする見解に対する強い反発の形となっても現われる。

### 「第二章」

そのような前者に関連する③グループの第二、三章を貫いているのは、当然のことながら、キリスト教によって育まれてきた諸価値——神意の表現たる自然法の諸内容（両親の子供に対する養育義務、子供の両親に対する尊敬義務、約束遵守の義務、自己保存の義務、個人の生命と自由の基本的価値、労働に基づく財産権、これらを基礎とする「天に訴える権利」——を包摂する一七世紀イギリスの憲政原理を暖く理解しようとする態度である。ロックの議論に個人的諸価値の高揚と共同体的価値の強調とが入り混っていることは、よく知られている。これら両方面

の価値が何らのディレンマの意識もなく一冊の書物に並列されている事実を、W・ケンダルは、ロックがルソー以上にルソー的な権威主義者になる論理を示すものだとした。ガフは、第二章でこのケンダルの理解を論駁しようとする。ケンダルの巧妙・犀利な分析によると、自然状態の描写から始めて組織化された社会内の政治作用や政治の崩壊にいたるまで、ロックは集団主義者であった、という。たとえば、「自然状態」においては、a「万人の保存」が自然法により命じられ、b「世界が人間に「共同して」神から与えられ、c 財産権も人間「共通の遺産」を豊かにする義務の一環でしかなかった。さらに、ロックにおけるこの「自然状態」は実在する政治の姿の「説明のための装置」にすぎず、「自然状態」の非個人主義的性格はそのまま実在の政治の性格となる。かくて、組織社会たる国家内での権利は、個人の不可譲な権利などではなく、全体の善（それも社会の多数派がそうだと判断したそれ）を欲する法律（自然法ではない）によって創設された権利でしかないのである。したがって、ロックが存在を許した「天に訴える権利」＝「革命権」は、個人の神聖な自然権を発動基盤とするものではなく、多数派意志の赴くままに行使されることになってしまったのである。ここに、「一般意志」の主権を主

張しながら実際は「多数派意志」の絶対権の弁護に終ったルソールの先駆者としてのロック像がある。いな、理論展開の出発点からして集団主義者であったロックは、個人主義的出发点に立ったルソーを凌ぐ権威主義者(“an authoritarian who out-Rousseaus Rousseau”)であったとさえいえる。要するに、ケンダルは、人間的諸価値の源泉としての自然法の主張や個人主義的表現が散見される『統治論』の字面のその奥にある真のロックの意図を見抜こうとして、絶対君主制に替えるに多数派専制をもつてしたロックをめぐり出したということがいえる。ケンダルに見られるような、ロック思想の一つの要素のみを拾いあげて一元的なロック像を抽出する手法は、やがて、L・シュトラウスやR・コックスによつても採用され、エゴイズムを政治の中核とする反伝統的・革新的個人主義政治論というケンダルの裏返し解釈が出されるであろうが、ガフにとっては、いずれも、とても容認できるものではなかった。

ガフにとっては、まず、ケンダルのロック像は「歪んだ」像であつて、そのケンダルの「誤解」の基本的な原因は『統治論』を「政治理論の一般の問題を抽象的に解こうとする純粹に学術的な論文」として扱おうとしたことにあるとする。

これに対して、ガフの基本的立場は、すでに述べたように『統治論』の歴史性の重視にある。一七世紀後半のイギリス憲政がおかれていた状況を離れて、「一九二〇世紀の経験の光の下にそれら「ロックの憲政的諸観念」を検討することはまづたく非歴史的」なのである。ガフによれば、「ロックの目的は、ホイッグの計画が自然法ならびに当時広く受容されていた政治学上の他の常備観念(すなわち、自然状態、自然的諸権利、同意など)に合致することを証示しようと努めつつ、それを正当化することであつた」。(45)ことほどさうように、ロックの「自然状態」はそもそも社会的であり、この「自然状態」の諸不都合矯正のための「自然的な救済策」として統治が存在し、「統治」はこれら階梯の最終の段階にあつて、「自然法を尊重すべき間違いえない道徳的義務の下にあつた」。(46)かくて、ガフによれば、ロックの政治思想全般に神意を源泉とする自然的価値が貫かれているのであつて、ケンダルが指摘するような「真正の決定」(genuine decisions)を空洞化する「結晶化した多数派」(crystallized majority)の専制支配体制の弁証などは、ロックの思いも及ばぬところであつた。要するに、ガフが結んだロック像は、ケンダルのいうような多数派専制主義的集団主義者でもなければ、「自然的に孤立して存

在する諸個人の人工的に組み立てられた統合体」として国家を構想する「非妥協的に個人主義的な」理論家でも、「純粹に世俗的・功利主義的な」合理家でもなく、「プロテスタント的キリスト教の強調と一致しうる」程度に個人の存在意義の強調に傾いた、「フッカーと大してかけ離れていない位置」を占めるロックというものである。<sup>(47)</sup>

「第三章」

ところで、「一七世紀イギリス憲政の歴史的諸特徴」は、ロックによる明示の同意と黙示の同意の併用が提起するロック政治論の意味を論じた④グループ第三章「同意による政治」にも持ち込まれる。ガフは、『統治論』第二篇中に極端な個人主義的解釈に手を貸す多くの箇所（たとえば、「何人も彼自身の同意によらないで、他人のもつ政治権力に服従せしめられない」など）が存在することを認める。<sup>(48)</sup>ところが、この極端な形態の同意理論は、けっして現実に存在したこともなければ、また存在しうるものではない。その現実的適用は、無政府状態に終るかこれを回避するためのホッブズの主権者の設立を論理的に要求することになるからである。そこで、ガフは、このディレンマに陥らないためのロックの工夫が「信託」と「黙示の同意」の概念の導入となっていると指摘する。しか

るに、「黙示の同意」は飽くまでも「明示の同意」とは異なるし、「信託」は、個人主義的な「明示の同意」から見れば、二重の隔壁をおくものでしかない（政策決定→社会の多数意見→代表の多数意見→自分自身の意見）。だが、ガフのロック解釈によれば、「明示の同意」を個人主義的な極端にまで論理的に演繹し、これと他の諸概念との比較によって、ロック思想を分解することは「ロックの真の目的」を誤まることになる。「ロックが真にしようとしていたことは、自由に同意する諸個人の基礎の上に統治形態を打ち建てるという装いのもとに、伝統的イギリス憲政の作用を描写し、これを、彼の時代に普及していたホイッグ、政治哲学の用語で解釈することであった」。<sup>(49)</sup>このようにロックの基本的な目的が理解できれば、『統治論』が「自然状態における権利所有の個人の理論的集まり」といった書き出しから「ロック自身の時代のイギリス憲政下に生きるロック自身の同朋」へとトーン・ダウンしたことは、「共通善概念」を表明するための、「同意」という用語を用いる場合につきものの「混乱した方法」ないし「杜撰な方法」でしかない、<sup>(50)</sup>という形で收拾がつく。「明示の同意」、「黙示の同意」、「信託」等三者そろって、一七世紀当時のリベラルな思想家たちの「自由主義的装置」(liberal

apparatus)であり、ロックが厳密な意味での個人の同意と国民ないしは多数派の漠然とした同意との相違に気を留めていないのも、ガフにとっては当然のこととなるのである。

だが、それでは、永遠の相の下で見て「同意」概念が理想と現実の狭間にある「政治」についての最善の表現手段でない(「黙示の同意」のみならば単なる事実的服従の別表現でしかない)、「明示の同意」は個人主義的無政府状態の是認に終らざるをえないとなると、これら不整合な異質な概念の併用の途しか遺されていないことになる。しかるにこれら不整合な概念を併用することは、論理的に見て、「混乱した頭」(muddled head)を暴露する以外でなくなる)とすれば、「同意」概念を放棄して別途の概念を考えるべきだということになるのではないか。したがって、ロックは超克されるべきだということにも。しかしながら、ガフにとっては、自然法が『統治論』全体に浸透していてロックを気ままな多数派専制から救っていたのと同様、ロックが採用した「同意による政治」の原理は、一方において『統治論』をウイリアム三世の権原の弁証に奉仕せしめたとともに、他方で、イギリスの政治思考の血肉となることによって、「立憲的タ イプの政治」(代議的諸制度や言論の自由を通じて世論に敏感である政治、力によって反対意見を封じ込める必要のない政治)が発展する土壌となったという意味において、抹消しえない価値を

もつものである。そして、このような意味を担う同意原理は、「ある政治を支持し維持する」という点では、「現在の同意」であり、そこに「現在の同意と過去の言質との区別」の余地はないものとなる<sup>(53)</sup>。要するに、ガフにとって、ロックの「明示の同意」から民主政治の原理が、そして「黙示の同意」から君主政治の原理が出るのではなく、本質的にはフッカーの路線を継承しながら、イギリス立憲政治発展上の危機的時期にあつて、「明示」「黙示」の表現の併用を示しつつ「同意による政治」の原理を貫徹しようとしたというのが、ロック政治思想の真の像なのである。

#### 「第四章」

③グループの第四章は、ロックの政治思想に政治思想史上特異な地位を占めさせるとラスレットが述べた「財産権」を扱う。しかし、ガフは、「財産権」概念がロック政治論において占める重要な位置の点で特異なものとはしない。「財産権」がロックの政治論構成で占める重要な位置は、ガフの見解ではむしろ、「財産権の絶対的性格を強調したコモン・ロー」<sup>(53)</sup>(このコモン・ローはまたイギリスの憲政的伝統の「重要な要素」であったが)の影響であったのであり、「財産の保護が国家の全的でなくとも主要な務めであった」と信じた多くのロック

の同時代人たちからロックを画然と区別させるものではなかった。もし『統治論』を政治思想上際立たせるものがあるとすれば、それは、「財産権」という特別の一つの概念に回転軸的な位置を与えたことよりも、専断的統治権力の制限という課題を果すに際して、「自然権 (natural rights)」(3)のなかに「財産権」が含まれるを起点とする合理的思维という衣を被せたことにある。

だが、実は、ガフにとって、こうしたラスレットとの齟齬点に問題があるのではない。ガフの最大関心事は、「彼「ロック」の全財産理論に見られる諸難点の多くのものの根底に横たわる」<sup>(55)</sup>「価値・事実の未整理がロックの政治理論を信用のおけぬものとするか、ということである。価値と事実、換言すれば価値を前提した理論表象と事実を是とする歴史表象、とのロックにおける混在はすでに明示・黙示の形で「同意による政治」において現われていた。けれども、価値と事実ないし歴史との混合は、財産権理論において、もっとも先鋭な形で表出するのである。もしここで、価値と事実ないし歴史とのロック政治論における混在をどのように統合的に解釈するかといった一般的な形で問題を設定するならば、ロックにおける理性的・価値的原理の歴史内での漸次的開花の主張と解

したM・セリガー<sup>(56)</sup>の例や以下触れるようなC・B・マクファースンの例を見ることが出来る。しかし、ガフは、ロックの歴史・価値の両原理が「混乱」(confusion)していると捉えていることに示されるように、セリガーほど簡単に系統化できるという立場には立たないが、さりとて、その方法的な「混乱」にもかかわらず、価値原理の貫徹を見ることによって、財産権が関連する限りでのロック政治論の統一的理解を志向する点では、マクファースンとも異なっているのである。

ガフは、そうした方法的混乱の現われをロックの「擬似歴史的自然状態」(quasi-historical state of nature) 観念に見、この観念のゆえに、歴史的産物たる「貨幣の導入」がもたらすもの——大規模所有——が暗黙の「同意」を根拠に権利の範疇に移行せしめられていく点に見ている。つまり、ガフは、その政治的帰結としてロックが政治的支配を「有産少数者の手中に」おくことになったことを認識しているのである。だが、同時に、ガフは、「この世の生活に属するこれら事物」すなわち、金銭、土地、家屋、家財等々の正當な所有を平等な法の公平な執行によって、総称的にいえばすべて、の国民に、特殊的に例えば臣民各人に保障することが世俗権力の義務である」(『寛容書簡』、また同旨のものとして『統治論』Ⅱ・222)



というロックの文章を額面通りにとって、ロックにおける「公共」観念の厳存を主張する。<sup>(57)</sup>つまり、ガフにとっては、C・E・ヴォーン等が指摘していたようなキリスト教的理想的人間と資本主義的貪欲の人間との分裂がロックに存在するのではなく、ロックが共有したホイッグの人間観が統一の実像としてそこに存在するにすぎぬのである。それによれば財産権とは、ホイッグにとってそうであったと同様ロックにとっても、「専断的権力の所有を僭称する政府による市民の自由・財産に対する干渉」を最大限に警戒しなければならぬという状況の要請によって、財産所有に伴なう「義務」以上の明示的な強調点を与えられたとはいえ<sup>(59)</sup>、依然、人間が社会的存在であることの条件付きであった。彼らにとっても、財産権は、「隣人を無視して所有し活動する」絶対的権利ではなかったからである。かくて、もし人が、ロックが財産の社会的側面を十分に展開しなかった点を捉えて、「マルクスを予表しない」と責めるならば、これほど甚しい時代錯誤はない、とガフはいう。特殊な時代を反映する思想家としてロックを理解するならば、ホイッグの人間観の、重商主義的政治観の、代弁をそこに見ることができるとみだからである。<sup>(60)</sup>

ガフが第一版第一刷を出版して間もなくのち、マクファ

スンによる典型的なマルクス主義的ロック解釈が出現した（Locke on Capitalist Appropriation in *Western Political Quarterly*, iv (1951)；Social Bearing of Locke's Political Theory, in *ibid.*, vii (1954)）。ガフは、第一版改訂刷を出版するに際して（一九五六年）、これら二論文に対して特別に「Additional note」を設けてコメントを施していたが、第二版はこれとともに、マクファスンによるそのコメントに対する解答（*The Political Theory of Possessive Individualism* (Oxford, 1962)）を本文に組み入れて、旧版に存在しなかった重要な文章を書き加えている。ガフ・マクファスン論争をフォローすることは慎重、この重要な文章に着目するならば、われわれは、ガフがロックにおける「道徳的非一貫性」(moral inconsistency)を認めえない究極の根拠をロックに「宗教的人間」(religious man)におくりにいたっていることを知ることができる。ロックがホイッグや重商主義者と等置される場合のその一般的なコンテキストは何であれ、ガフにとって重要なことは、キリスト教的倫理がロックの社会的前提の内部にあってその改革的発酵素として存在したことである。この点、ガフをも含めた幾人かの批評家たちからの賞讃をマクファスンに得しめたのが、哲学的分析家や歴史的分析家から着眼さ

れない傾向にあった「社会的諸前提」(social assumptions)をロック解釈の基準として採用したその成果ではあったけれども<sup>(63)</sup>、ガフは、さらに一步踏みこんで、現象的な「社会的諸前提」のその奥にある価値領域に到達したといえる。したがって、ガフは「彼「ロック」が現存の資本主義的社会構造をもちろんのこととして前提したことに疑いはないし」、「彼がその社会構造がいかにして存在するにいたりえたかの合理的説明を提供しようとした、という点にわれわれは同意してもよからう」とギリギリのところまでマクファアソンに譲歩した上で、次の瞬間に、「だが、このことは彼「ロック」がそれに完全に賛同した(approved)ことにはならない」、ましてや「彼「ロック」の大きな業績が資本主義的社會構造を正当化する巧妙な道を考え抜いたことであった」とは考えられないと、切り返しているのである。財産権に関してガフの解したロック思想像は、結局、現実の社会構造の投影に尽きるのではなく、ましてその正当化イデオロギーではなく、そうした現実的要素とともにキリスト教に担保された現実批判的要素をも含むその総体である。かくて、財産権に関するロック思想像は、価値原理が見失われていない点において、けっして道徳的に分裂的でも不整合でもない。先きに言及し

たロックにおける政治権力の公的性格も、ガフにとつては、そうした価値原理の具体的に正直な表出にほかならないのである。<sup>(64)</sup>

以上、『ジョン・ロックの政治哲学』全八章を検討してきたが、そこから出てくるロック研究者ガフのアイデンティティーは何であるうか。それは、すでに使用した表現によって表わすことができる。すなわち、ロック思想の歴史性の追求であり、その武器となっているのが、イギリス憲政の発展路線とロックにおけるキリスト教的要素とに対する深い共感である、ということである。このような態度から生み落とされた『ジョン・ロックの政治哲学』は、恐らくこれ以上を望めない程度にまで、ロックに好意的なロック像を提供しているであろう。しかし、その研究態度の価値は、現代人の眼にいかん素朴に、いかに非効的と見えようとも、ロック思想を構成するあらゆる要素を、そのうちのあるものが既定の分析モデルに適合しないからといってこれを切り捨てることなく、考慮のなかに入れていく点にあるのである。そして、ガフは、「ロックほどの思想家にして」という発想のもとに各要素中の一つをとり出してロック・ヒュゴ・セントリックな政治理論家を帰結したシュトラウスとはまさに対蹠的に、ま

たロックにおける伝統的要素と近代的要素の不整脈な併存と  
いったガフ以前に存在したロック像とは異なっており、ロックほ  
どのアングリカン・マインドであるがゆえにイングリッシ  
ユ・コンステイテーションとクリスチャニティーを膠ねりあとした  
諸要素の統一性を主張する、という特徴を示すのである。

- (一) なお、第一版には、「付録」として、ロックのF・ボン版『寛容論考』(一六六七年)に対するラヴレリス・コンタシオン中の最終稿に基づく加除訂正表が四頁にわたって掲載されていたが、第二版ではすべて削除された。ガフは、第二版「序文」で、『寛容論考』のテキスト自体「一八七六年に出版され絶版になって久しいフォックス・ボーンの『ロックの生涯』よりも読者に入手し難いものではない。Scripti Editi e Inediti sulla Tolleranza (Turin, 1961)」中のC・E・ウィアノー版で読むことができる」としているが、右の「読者」をわが国の「読者」とすれば、『寛容論考』の校定版はもとと手近かにも存在することをつけ加えねばならない。奈良女子大学の井上公正教授は、この点の立派な貢献をなされているからである。Kinmasa Inoue, *John Locke, An Essay concerning Toleration and Toleratio* (The Society for the Study of Locke's Philosophy, 1974).

- (二) 1st edn., Preface.  
(三) 1st edn., p. 120; 2nd edn., p. 134. わが国では、松下教授がこれを肯定的に引用している(松下圭一「市民政治理論の形成」岩波書店、一九五九年、七四頁、参照)。しかし、ロック政治思想の全体的な「質」についての理解は、ガフと松下教授との

ロック研究の一つの系譜

間でいま一つの対極をなすといえるほど、異なっている。

- (4) 1st edn., p. 122; 2nd edn., p. 137.  
(5) 1st edn., p. 124; 2nd edn., p. 138. なお『統治論』をこのフランス語で形容する仕方は、簡便で気の利いた形容として、以後多くの研究者によって用いられるようになる。  
(6) 1st edn., pp. 123~4; 2nd edn., p. 138. ただし、引用文中の、は、第二版で加筆されたもの。  
(7) 1st edn., p. 124; 2nd edn., p. 139.  
(8) Cf. *ibid.*  
(9) Cf. *ibid.*  
(10) わが国では、鈴木秀勇教授がこの点でのガフの功績を特に高く評価している。「ロックに現われたような信託概念について、それがいかに私法からのメタファーから公法の概念に転じたか、を特に一七世紀の政治的動向に照らしながら、私たちに多く近づきたい資料に即して史的に考察する」という、貴重な業績を出したのがガフである」(鈴木秀勇「ジョン・ロックの政治哲学における「同意」理論」『橋論叢』第三巻第五号、一九五四年、一一頁)と。ロックとフッカーの関係をめぐってガフと鈴木教授との間にかんがりの一致点が存在する点については、興味深い。
- (11) 1st edn., p. 137; 2nd edn., pp. 155~6.  
(12) 1st edn., p. 163; 2nd edn., p. 183.  
(13) 1st edn., p. 169; 2nd edn., p. 189.  
(14) Cf. *ibid.*  
(15) 1st edn., p. 161; 2nd edn., pp. 180~1.  
(16) 1st edn. p. 59; 2nd edn., p. 65. Cf. 1st edn., p. 115;

- 2nd edn., p. 128.
- (17) Cf. *ibid.*: 1st edn. p. 43; 2nd edn., p. 49. ガフは「信託」が「第一契約」かの点でマン・ヘーン・ドナルドとロックを比較した箇所があるとはある(1st edn., p. 129; 2nd edn., p. 146.)が、ロックの功績としてではなく、ロックの功績は「キースの伝統を活用したところ」である。
- (18) 1st edn., p. 196; 2nd edn., p. 220.
- (19) 1st edn., p. 173; 2nd edn., p. 194.
- (20) 1st edn., p. 196; 2nd edn., p. 220.
- (21) Cf., e. g., C. H. Moehlan, 'The Baptists Revise John Locke,' *The Journal of Religion*, 18 (1938).
- (22) 1st edn., p. 191; 2nd edn., p. 215.
- (23) Cf. 1st edn., pp. 191~2; 2nd edn., p. 215.
- (24) 1st edn., p. 191; 2nd edn., p. 215.
- (25) Cf. 1st edn., pp. 96~8; 2nd edn., pp. 107~9.
- (26) 1st edn., p. 98; 2nd edn., p. 109.
- (27) 1st edn., p. 113; 2nd edn., p. 123.
- (28) Cf. 1st edn., pp. 114~6; 2nd edn., pp. 127~9.
- (29) Cf. 1st edn., p. 113; 2nd edn., pp. 124~5.
- (30) 1st edn., p. 103; 2nd edn., p. 117. 引用文中「」内は新版で削除されている。これは「権力分立と主権」の問題に関するロックと「アメリカ合衆国憲法」との影響関係を、ガフが一層否定的に考えるようになったためである。次註参照。
- (31) Cf. *ibid.* なお、ガフは、新版において、新しい脚註を追加して、「マンの考察を援護射撃として採用している。」(ジョン・
- マン氏は、アメリカ憲法作成者たちに対するロックの影響の範囲がこれまでしばしば考えられていたよりもはるかに広い」と論じた。
- (32) 1st edn., p. 70; 2nd edn., p. 76.
- (33) 1st edn., p. 56; 2nd edn., p. 62.
- (34) 1st edn., p. 92; 2nd edn., p. 103.
- (35) 1st edn., p. 56; 2nd edn., p. 62.
- (36) 1st edn., p. 41; 2nd edn., p. 47.
- (37) ガフの表現そのものは「もしわれわれが行間を読みならば」(1st edn., p. 70; 2nd edn., p. 76) とか「もしわれわれが議論をめぐるとよく見れば」(1st edn., p. 76; 2nd edn., p. 84) とか「最終的な総決算をしてみれば」(1st edn., p. 44; 2nd edn., p. 50) とか「もしわれわれが言葉の枝葉末節にこだわらず知ると要点を見失う」(1st edn., p. 22; 2nd edn., p. 25) とか「となつてゐる」。
- (38) Cf. 1st edn., pp. 18 ff.; 2nd edn., pp. 20 ff. ただし、新旧両版を通じて、『統治論』と『人間知性論』との間の不整合は存在しないという根本的な立場が貫かれていることに変わりはないが、新版では、この両著作の関係を議論の対象とすべく半頁強を新設した。そこでの議論は、やはり、自然法発見に関して『統治論』が「心に書かれた」自然法としているのは『人間知性論』が生得念を批判したのと不整合ではないか、というものである。ガフはこの不整合のゆえにロックが『統治論』の執筆者であることを公認しなかったのではないかというラスレットの説を紹介してのち、H・アースレフの見解——ロックが「心に書かれた」としたのは

『ローマ書』第一章第五節のパウロの言を使用したまでであって、ロックは『統治論』においても「自然の光によって認識される」自然法の立場をとっており、けっして自然法の生得的知識を主張したのではないという見解——を「確かに正しい」と認めている。

(39) 1st edn, p. 10; 2nd edn, p. 11.

(40) 1st edn, p. 17; 2nd edn, p. 19.

(41) 1st edn, p. 10; 2nd edn, p. 14.

(42) 松下教授は、本稿とは異なった視角から、ガフがロックの合理論と経験論の「非矛盾性を指摘するにいたった」ことを、その「なお全ロック理論における意義までこの問題を深化せしめていない」という意味で、不十分とされている。しかし、松下教授が、『経験』的方法がはじめて『自然』観念を可能にしたという視角から、ロックにおける合理論と経験論との連関性を「範疇機構の転換」と捉えて、そこにロックの「脱伝統化」を見、より具体的には「ロックをフーカールの後継者として理解することはできない」と結論づけられたが、ガフ自身もその程度の詳しさと一貫性をもって反松下説を述べている。つまり、一七世紀プロテスタントイズムを背景にして伝統の革新者(脱伝統化ではない)たるロックを、彼の全政治論に指摘しようというのが、ガフの基本的立場なのである。この立場からの反松下説の具体的表現は、以下の本文で触れられる。松下圭一、前掲書、二六二—二七〇頁、参照。

(43) ロックにおいて「自然」と「超自然」の区別が維持されているけれども、それらの関係についてロックの述べていることに

難点がないかどうか「人は疑うてもよい」と記したシュトラウス

(Strauss, *Natural Right and History*, p. 203) と比べると、なお、ガフのロックに対する好意的な応対が知られよう。なお、ガフは、第二版において、ロックにおける快樂主義的要素と神意を淵源とする客観的価値秩序への指向を「行為の動機」と「行為を正しいものとする義務」という形で矛盾も相互否定もなしに整理できるという主張を新たに加えて、シュトラウスを激しく批判した J・W・モルトン、R・シン、H・アースレーク、G・H・モルズ等の業績を註記している(2nd edn, p. 14)。

(44) 1st edn, pp. 41~2; 2nd edn, p. 47.

(45) 1st edn, p. 42; 2nd edn, p. 47. なお、傍点部分は「第一版」の表現で、「第二版」では「それぞれイギリスにおける最近の出事〔すなわち名誉革命〕」「それら」となっていた。

(46) 1st edn, pp. 27, 43, 37; 2nd edn, pp. 30, 49, 42.

(47) 1st edn, pp. 44~5; 2nd edn, 49~51. このガフの最終判断において、ケンタルのみならず、A・D・ダントレーヴ、G・H・マッジャたちのロック解釈も批判されている。ただし、ここでは、前記註(42)の反松下説も表明されている。

(48) 1st edn, pp. 57~8; 2nd edn, pp. 62~4.

(49) 1st edn, p. 71; 2nd edn, pp. 77~8. 引用文は「第三版」による。傍点部分は「第二版」における加筆である。ことに「解釈」の語を付加することによって『統治論』の思弁性を表現するとともに、他方で、「ホイッグ」を付加することによって当時流行用語がロックの思弁において用いられていることを示そうとしている。「第二版」は、やはり、この文章のあとに、ほぼ同

旨のE・S・ドゥ・ローアの論文(一九六九年)を参照せしめて置く。また、本稿一四二〜一四三頁参照。

- (16) *Ibid.* なお、「第二版」は、これを述べた文脈の直前に、「J・ダンの見解——ロッキの「同意」概念を歴史的特殊性の下で見ながら、そこから「人民投票」となった考え方は出てこないと、この旨の見解——を新たに援用して置く。その後には註記されてくるダンの論文(一九六七年)と著書(一九六九年)は、ロッキを歴史的特殊性(historical specificity)の下に統一的に捉えようとするものとして余さず引用される。

- (17) 1st edn., p. 72; 2nd edn., p. 79.  
 (18) Cf. P. Laslett, 'Introduction' to his edn. of *John Locke, Two Treatises of Government* (Cambridge, 1970, 1st edn. 1960), pp. 99~100, 105~6.  
 (19) 1st edn., p. 75 n.; 2nd edn., p. 82 n.  
 (20) 1st edn., p. 79; 2nd edn., p. 90.  
 (21) 1st edn., p. 89; 2nd edn., p. 100.  
 (22) Cf. Martin Seliger, *Locke's Natural Law and the Foundation of Politics*, *Journal of the History of Ideas*, vol. xxiv, no. 3 (1963), pp. 327~354.  
 (23) Cf. 1st edn., pp. 83~4; 2nd edn., pp. 94~5.  
 (24) Cf. C. E. Vaughan, *Studies in the History of Political Philosophy before and after Rousseau*, pp. 130~203  
 (25) Cf. 1st edn., pp. 76, 83~4; 2nd edn., pp. 83, 94.  
 (26) 1st edn., pp. 84~5; 2nd edn., pp. 94~5.  
 (27) わが国では、平井俊彦教授のマンフォースン評が目立っている。

しかし、平井教授は、「マンフォースンのロッキ像が「資本主義的な余りに資本主義的なそれ」であって、「ロッキの歴史性を殺すこととなる」と批されたが、依然としてロッキ財産論の社会的現実(有産者と労働者の階級的分裂以前の「独立生産者」の世界)を強調されるだけであって、ロッキ思想の価値源泉としてのキリスト教まで掘り下げておられない。平井俊彦「マンフォースン」『所有的个人主義の政治論——ホブズからロッキへ』、『経済論叢』第九十四巻第三号(一九六四年)六七~七五頁)を参照。

- (28) 2nd edn., p. 89; Laslett, 'Market Society and Political Theory', *Historical Journal*, vii, 1 (1964), pp. 150, 154; Jacob Viner, 'Possessive Individualism as Original Sin', *The Canadian Journal of Economics and Political Science*, xxix, 4 (1963), p. 559.  
 (29) Macpherson, *The Political Theory of Possessive Individualism*, p. 4.  
 (30) 2nd edn., pp. 87~90.

### 三

ロッキ研究者がフを特徴づけるのは歴史的ロッキ像の確定への努力であるが、ロッキ研究における歴史的特殊性の重要性を強調するいま一人の研究者J・ダン(前節註50)参照)とは微妙な相意を見せている。ラスレットの表現を借りれば、ガフの態度は、「観察者の態度」('observer's attitude')に徹す

るダンに比して、「信仰者の態度」(Believer's attitude)が染まっている。この相意は、たとえば、ダンがロックにおける「世俗化されたビュリタニズム」を指摘するところ、ガフがロックにおける超自然的芳香をとどめる宗教心を強調するところに現われている。だが、そうした微差にもかかわらず、やはり、ロックの歴史的思想像を追求する点では、ガフ、ダンは、大体的に同一の学派に属するのであって、前節の註(31)、(50)に見られるようにガフがダンを採用するのは、この両者間の大体的な親近性によるものである。これは、はからずも、ガフが『ジョン・ロックの政治哲学』第一版出版以来の研究成果を同第二版において採用した態様を物語るものでもある。実際、ガフが第二版において前版の訂正・加筆を行なったのは、すべて、ロックの歴史的像の確定に役立つかぎりにおいてであり、この意味においてガフ自身が第二版「序文」で「ロック政治思想の第一次的な歴史的意味が立憲的統治の擁護と絶対君主制に対する反対であるという私の信念を放棄する」にいたっていないと述べたのは、当然のことである。だがまた、同「序文」が「実質的に重要な部分が書きかえられたか再調整された」というのも真実である。そこで、ガフがロックの眞の歴史的像に接近していく不変の道程

で「書き変え」ないしは「再調整」を強いられたその「実質的に重要な部分」のうちの最も重要な二点を、ここで見ておきたい。

#### ラスレットの影響

ラスレットは、「ロックの諸理論をその正確な歴史的文脈に戻すこと」から多大の重要かつ興味ある結果が生まれ出るのであろうことを期待しつつ、新資料ラヴレイス・コレクション中の文献やロックの蔵書を駆使し、しかしながら多くは『統治論』そのものの内容と歴史的状況とを綿密に検討することによって、『統治論』両編の執筆目的と執筆意図に関する新説を打ち出した<sup>(2)</sup>。彼以前の通説(ラスレットは通説と呼ばずに「ドグマ」という)は、「ロックは一六八八―九年の事件を合理化するために『統治論』第二篇を書いた」としていた。

ガフの第一版は、この通説に全面的に組するような言質は差し控えてはいるが、<sup>(3)</sup>『統治論』を名譽革命と関連づけて考えようとしていたことは明らかである。第二版におけるラスレット説の受容に際しては、『統治論』と名譽革命を関連づけた表現がすべて削除されたのは、その証拠でもある。

しかし、そのような削除は、前節でその幾つかに触れた例から判るように(例、一三二頁本文や註(46)、一二四頁本文と註

(6) また本節註(3)参照、比較的小さな改訂である。より大きな改訂は、およそ一頁ほど加筆した部分に見られる。「ピーター・ラスレット氏は『統治論』の著作の年代に関する見事な探求の結果を公刊した」とガフが讃辞を呈したそのラスレットの新説は、次の四点に集約できる。

i 『統治論』第二篇は第一篇が着手された一六八〇年には実質的に「完成」(complete)の状態にあった。

ii 『統治論』第一、二篇はフィルマーやフィルマーをかつぎ出したトリーたちの絶対君主樹立の狙いを粉碎するという一つ、の目的をもって書かれた統一的な一冊の書物であった。

iii 『統治論』第一、二篇共通の「序文」にある「一つの論文」(a Discourse)というロック自身の表現を無視して、第一篇はフィルマー論駁で、第二篇はホブズ論駁であるというふに考えるのは恣意的である。

iv 『統治論』はすでに成った名譽革命の弁証を意図して執筆されたのではなく、そのような革命を「要請」する意図をもって書かれた。

このラスレット新説のうち i, ii, iii をガフは、「いまや一般的に受け容れられている」として自らも受容する意向を明

らかにしている<sup>(5)</sup>。この根本的な改訂から、多くの小修正が出てくるのであるが、そのすべての修正箇所を数えあげることには無益であろう。それよりも重要なこととして、ラスレット説を自らのものとすることによってガフの基本的信念が揺がなかったことをいまだ一度繰り返し返しておきたい。ガフによれば、『統治論』が一七世紀後半イギリスの危機的な状況のもとにおかれた立憲政原理を普遍的装いのもとで擁護しようとした書物である。だとすれば、『統治論』のこの普遍性の局面において、それは王位排斥運動の危機から一〇年経たのちもなお名譽革命後体制の正当化を果す役割りを負わされたのは当然であり(前節「第六章」の項を参照)、ガフにおいては、反絶対君主原理の主張としての『統治論』という本質的な主張が無傷のまま、その執筆が一〇年繰り上げられたのである。さらに、もしそのようなとすれば、執筆時期に関する説は受け容れられたとしても、ラスレット新説 iv の受容は、ガフにとって困難であった。なぜならば、ラスレットが『統治論』を革命を要請する「王位排斥運動雑誌」(Exclusion Pamphlet) だとした場合、そこに強調されるのは、現実的政治運動支援のための 'püce d' occasion' 的性格だからである。

ガフにとって、前節「第六章」の項で明らかのように『統治



論』の普遍的局面は譲れぬものであって、このことから第二版がドゥ・ビーアをラスレットに對立させて『統治論』の思弁性 (speculative treatise in answer to a speculative treatise by Filmer) を主張し、ラスレット説ivに對する不承認を表明するの(6)は当然の成り行きなのである(前節註(49)をも参照)。

ラスレット説との関連で、ガフが不承認を決めて自身の立場を貫いている第二の点は、『統治論』と『人間知性論』の關係についてである。ガフが兩著作間の自然法認識に関する不整合性についてのラスレット説を受容していないことについては、すでに触れた(前節註(38)参照。これ以外に、ラスレットは、『統治論』を「政治哲学」の書と表現する場合、もしこの表現を一般的哲学書『人間知性論』の政治という特殊分野への応用篇としての『統治論』と解するならば、その表現は間違ひである、と主張していた。<sup>(7)</sup>なるほど、ラスレット自身、『統治論』を「哲学」として理解する態度を必ずしも誤まりではないとするが、<sup>(8)</sup>『統治論』を「ロッキック的態度」(Lockean attitude)——哲学的な論証に基づかない確信——と解して、『人間知性論』の哲学と区切りをつけて理解しようとする点では、兩著作間の共通点に着目するよりは、それを不問に付す傾向にある。これに對して、ガフは、ロッキック政

治論における「個人主義」が『人間知性論』で開被されている哲学と最終的には一致する」という初版以来の立場を崩していない。<sup>(9)</sup>ただガフがここでラスレットの名を挙げて彼との切結びを演じているわけではないが、「にもかかわらず、『統治論』を「彼(ロッキック)の政治哲学」とよび、かつ、ある種の「個人主義」を右兩著作の共通エスプリとするガフがラスレット的立論を不十分とするだろうことは、明らかだといわざるをえない。もちろん、ガフにとって、ラスレットとの平行線上にあって『統治論』をロッキック一般的哲学の応用篇を主張する必要はない。ガフにとって重要なことは、ダンのいわゆる兩著作間共通の「知的努力」である。そして、ロッキック思想の歴史的像の確立の方向にあって、ガフは、この旧来の自説を維持することにより、この点での「隅の親石」となっているのである。実に、その気になれば、ガフは、もし『統治論』が完全に王位排斥運動のための時局論文であるならば『統治論』における「個人主義」的要素は説明されえないとか、「フィルマーに直面する必要」(つまり『統治論』執筆の構想)はロッキック自身の「最深の宗教的・哲学的諸觀念」がもつ政治的意味合いとの「より深い直面」を要求したとか、と主張するダン(10)を自説の援軍として引き合いに出すこともできた

であろう。ガフがそうしていないのは、ドゥ・ビーアの「思弁的論文」(speculative treatise)の援軍で十分だと判断したからであろうと思われる。しかし、いずれにせよ、前節に註記したダン、アースレフ、ドゥ・ビーア等による新しい研究成果の撰取やラスレットならびに間もなく触れるエイブラムズによる目覚ましい業績の咀嚼・評価においてはもちろんのこと、ガフ自身が後発の新研究によって支持される見解の主張者であった点においても、『ジョン・ロックの政治哲学』は、先きに使った表現を使うならば、多岐化した老大な研究文献中の一粟<sup>(12)</sup>としてではなく、ある程度にスタンダード化しえた研究書である、ということができるのである。

エイブラムズの影響

ロック研究のための新資料ラヴレイス・コレクション(一九四七年オックスフォード大学の手で公開)は、近代自由主義の祖ロックの若き頃の政治思想——ロックが少・青年時代をそのなかで過したピューリタン革命にどう対処し、その後の王政復古を思想的にどう処理したか——をめぐる従来から存在した問題関心に答えるべき資料を含んでいた。そのうちの重要な一つは、いうまでもなく一六六〇〜三年頃の『世俗権力二論』である。ガフは、『ジョン・ロックの政治哲学』第一

版を執筆するときには、この草稿のまま、ロック初期の論文に眼を通し、これら資料の寄贈者ラヴレイス家第七代当主ロード・キング『ロックの生涯』(一八二九年、の著者)以来初めて直接資料よりの論評を加えたのである。<sup>(13)</sup>ラヴレイス・コレクションへの本格的取組みが始つていなかった時点だったとはいえ、事実として、「第一版」におけるガフの論評は、いささか歴史的特殊性の強調に背馳するものであった。ガフはいう、

i 『世俗権力二論』の一節に「純粋な共和国においては人々が絶対君主制の下における以上に自由を享受するわけではない」とあるから、

ii 「空位期の騒乱を経験するのにロックが抱いた〔主観的・情緒的〕感懐とは別に、……一六六〇年頃のロックがある程度ホップズやフィルマーの影響下に立っていた」といえるのではないか、

<sup>(14)</sup> さらに、彼は語を継いで、

iii 政治権力のないところ、「平和・安全・享受なく、万人との敵対関係のみあり、平穏な財産所有なく、アナキーと謀叛に随伴する阿鼻叫喚がある」としたロックの描写には、「なお一層確然たるホップズの論調が看取されるかも知れ

ぬ」

と述べていた。<sup>(15)</sup> こうした判断は、明らかに、一方における権力なき状態下の「個人」の危機と他方における「絶対権力」下の秩序との対照的構想の手法をホッブズのモデルとして思想史を整理する指向を示すものである。若きロックにこの対照あるがゆえにホッブズの影響如何が顔を出す。左右両翼からの毛嫌いの的であったとはいえ依然明晰な知的分析力を反映する犀利な論理と魅力ある構想のゆえに隠然たる存在性を保持していたホッブズであつてみれば——めぼしいところでR・フィルマー（一六五二年）、G・ローソン（一六五七年）、クラレンドン卿（一六七〇年）による論評の対象になりえた——、このようにホッブズを座標軸として若きロックを定位することは、必ずしも「ロックの歴史的位置を誤まつた展望のなかで見る」<sup>(16)</sup> ことにはつながらないかもしれない。だが、『統治論』第二篇に関しては、「本質的にホッブズ教義の否認である」と解する通説の見解に異論を唱えたガフが、若きロックとホッブズの思想的連関に関する通説の見解に建設的役割りを担ったことは、あまりにも皮肉である。<sup>(17)</sup> そこからは、やがて、ホッブズ主義者からホイッグへ、のロック理解の定式化と、さらにはガフ自身批判的姿勢をとつていた「ホッブズと

ロック研究の二つの系譜

ルソーの間を繋ぐ環」ロックといつた伝統的政治思想史図式の蘇生が実現するであろう。ここに、歴史的特殊性の強調によりロックの歴史的思想像の確立を目指す路線からすれば、旧版におけるガフの『世俗権力二論』分析は、思想上屹立するプロタゴニスト間の論理的レヴェルでの比較へと足をすべらせ、もつて自らの自己規制を裏切る結果を生むであろう。新版におけるガフの見解は、明らかに旧見解の変更である。ガフはいう、「主権」の問題に關する「彼（ロック）の見解は、實質的に不変のままに止つた」<sup>(20)</sup> と。議論の基盤が、権力の構成（権力なき場合の個人間のアナキーから絶対権力下における秩序へ）から権力そのものの本質の次元へと移行していることは、この際、問題ではない。<sup>(21)</sup> なぜならば、ガフの右の判断は、先きに引用したiの『世俗権力二論』中の一節に關連して、ガフが「王政復古の時点で彼（ロック）が法と秩序の祝福を賞揚したのは、彼の理念がホッブズからの直接的借用であつたと仮定せずとも、『アナキーと謀叛に随伴する阿鼻叫喚』と彼が呼んだものによつて十分、説明されうるであろう」し、「彼が立法的主権觀念をホッブズないしはフィルマーから得たかどうかはどうでもよい問題だ」と述べたこと、<sup>(22)</sup> に基づいているからである。かくて、第一版における「ホッブズヤフ

(一四五) 一四五

イルマーの影響」は第二版ではまったく影を落めてしまっている。このガフの変化はガフ自身の承認をまつまでもなく、エイブラムズの研究成果の吸収によるものである。

ラスレットの弟子エイブラムズは、師譲りの厳密な歴史考証の方法により、初期ロックの思想形成に影響を及ぼした三〇点になんなんとする書物を割り出し、『世俗権力二論』の歴史像を明らかにしようとした。あたかも、初期ロックに關しては出藍の誉れを誇示するがごとくに、一六六〇年頃に「ホブズ主義的諸観念が瀾漫していた」(Hobbiist notions were in the air)と師が述べたのをさらに徹底修正し、エイブラムズは、通説が『世俗権力二論』におけるホブズの要素としていたものを「一六六〇年までに常套的となっていた一般的表現」(something of a platitude of the age by 1660)とした。エイブラムズによれば、統治なき人間の悲惨な状態の描写はホブズの占有財産ではなく、当時の時代の共有財産であって、ロックの議論を貫く原理は「自己保存の厳格な倫理」というよりは「スコラ形而上学の理念的概念『秩序』」であった。<sup>(26)</sup> エイブラムズにとっては、通常ホブズ的とされる権力なき個人と絶対権力下での秩序との対照的構想も、時間的には実にホブズに先行して、同意理論との妥協を強い

られた「古来の権威主義的伝統」の産物であったのである。要するに、若きロックは、ホブズとの関連を云々される以前に、R・サンダスン、A・アッシュラム、D・ディッケス等の伝統的著作家たちとの関連が究明されなければならないのである。かくて、若きロックの著作は「偉大なイギリス自由主義者としてのあの人口に膾炙したロックの役割の徹底的再査定」を要求するものであるとクランストンとともに言うべきであるとしても、それは、<sup>(27)</sup> けっして、ホブズ主義者からホイッグへ、の路線においてではなく、「特殊ロック的仕方における」保守主義者から自由主義者へ、の路線において行われねばならないのである。こうした初期ロックの政治思想の性格とその発展路線に関するエイブラムズの主張は、その個別的な点に関しては特殊エイブラムズ的ではあるけれども(自由主義の根本を主観主義、不可知論と捉えるエイブラムズの立場を起点とするがゆえに)、基本的にはロック像の歴史的・特殊性を強調するダン、ガフの受容するところとなったのである。少くともここでは、旧版における「確然たるホブズ的論調」が「善・悪は自然法すなわち神の意志によって決定される」を根拠とする「確然と保守主義的な」ロックの態度へと変更されたことは、<sup>(28)</sup> 最後に記しておかなければならない点で

ある。

以上、第二版における重要な変更点としてラスレットとエイブラムズによる二つの大きな業績を摘みとったことを指摘したわけであるが、旧版を改めるに際してガフが参照した文献はけっして多くはないし、まして網羅的ではない。ガフにとって有利となるはずのR・ポラーン、M・セリガー、R・アッシュクラフト等の参照が示されていない。だが、ガフが自らの視点(ロックにおける立憲主義とプロテスタント・キリスト教)を堅持しつつ、歴史的ロック像を確立するために最小限度必要な援護を主としてイギリスの学者から仰ぐことによつて、自らの書を歴史的ロック像確立の標準書としえたことは疑いない。ところで、わが国においては、ガフのような学風を継承する例は見当らないというのが私の印象である。わが国においてむしろ顕著な業績と目されるのは、ロック思想のイデオロギー分析を武器とするものであるのではなからうか。ここに、すでに述べたシュトラウス・ガフの双極性を理由とする以外に、わが国独特の研究状況に鑑ても、宮下氏の訳業の特異な寄与が期待されるゆえんがあると思われるのである。

(1) Peter Laslett, 'Market Society and Political Theory', *The Historical Journal*, vii, 1 (1964), p. 154.  
(2) ditto, 'The English Revolution and Locke's "Two Treatises of Government"', *Cambridge Historical Journal*, xii, 1 (1956).

ロック研究の二つの系譜

(3) ラスレットは、『統治論』執筆時期に関するガフの態度は「決定することができない」というものであるとしている (loc. cit., p. 44) が、なるほど『ジョン・ロックの政治哲学』第一版改訂刷によれば、ガフの態度は曖昧である。ガフは、『統治論』をはじめとする「これら著作の完成 completion は、一六八三年より一六八九年まで住んでいたオランダでの亡命生活の成果であったように思える」(1st edn., p. 125; 2nd edn., p. 139) としているかと思えば、「彼 [R・ポーン] は『統治論』両編がオランダ滞在中の最後の一年間々々に完成 finish された」と提唱している。これは、いかにもありそうなことである (only 1st edn., p. 126 n.) とか、G・R・ドライヴァーの主張——すなわち『統治論』は名譽革命に数年先き立ってロックが身につけていたから「名譽革命の弁護ではない」という主張——について、「これはいかにも真実であるが、第二篇の完成 (completion) と出版は疑いもなく最近の出来事に靈感を受けた」(only 1st edn., p. 38 n.) と述べていた。このようにガフの態度は不明確であったのだが、ラスレットが右の論文を少し修正した際に、ガフを『統治論』第二篇全体が「名譽」革命成立後に書かれた」と考える学者たちの仲間に数えるにいたったのはどういふ理由によるか判然としない (cf. Laslett, 'Introduction' to his edition of Locke's *Two Treatises of Government*, p. 49)。

- (4) 2nd edn., p. 134.  
(5) 2nd edn., pp. 143~4. 『統治論』の著作時期と論駁対象と

に関するラスレット説は、いまや世界的に通説となつてゐる。わが国においては、ラスレット説を借用したM・クランストンに反対するという形で浜林正夫教授が異論を唱えられた(浜林正夫「王政復古から名譽革命へ——ジョン・ロックの思想形成——」、水田洋編『イギリス革命』(御茶の水書房、一九五八年)所収、三四四~六頁、参照)が、その松下教授(前掲書、一九九~二〇〇頁)、白鳥令教授(『政治理論の形成』(東海大出版会、一九六五年)、第六章)、田中正司教授(『市民社会理論の形成——フイルマー批判としての『政府論』の論理と構造——』、横浜市立大学論叢・人文科学系列』第二六巻第三号(一九七五年)、一~七〇頁)等が採用されてゐる。

- (6) 2nd edn, p. 144. なお、ラスレットの『統治論』の完全 *pièce d' occasion* 性説に異を唱へるのは、ドゥ・ボーアだけでなく、タンもその一である。Cf. John Dunn, *op. cit.*, pp. 50~1.
- (7) Laslett, 'Introduction' to *op. cit.*, p. 82.
- (8) *Loc. cit.*, p. 89.
- (9) 1st edn, p. 46; 2nd edn, p. 51.
- (10) 1st edn, p. 124; 2nd edn, p. 139.
- (11) Dunn, *op. cit.*, pp. 50 et 91.
- (12) ラスレットとの関連で、ガフが旧説を変更してないという一点が存在する。それは、ロックとホッブズとの関係についてのものである。『統治論』のどの部分もホッブズ論駁を意図したものでないということが、政治思想史という研究ジャンルにどの程度深い影響を与えるはずのものであるかは、いまだ未知数であるが、ガフは、ラスレットやタン以上にロックとホッブズとの関係を濃厚

に捉えている。もちろん、ガフは、『統治論』の真意が専断的權力の論駁にあるとしていたけれども、その「第二篇」がホッブズに鋒先きを向けていたと主張したのではなかった。この点、ガフは、ラスレット説iiiを受容するに際して、修正の必要な主張を「第一版」において何らしていなかったということになる。だが、「ロックが擁護した統治体系はホッブズの暗黙の論駁であり、ロック自身がホッブズの重要性を認め、『統治論』内の「いくつかの箇所」で入念なホッブズ攻撃を行った」は、「第一、二版を通じてのガフの立場である(1st edn, p. 128; 2nd edn, p. 145)。このガフの立場が、ロック思想の歴史的特殊性を強調する学派のなかで一つの特徴となつてゐることは、ホッブズとロックの影響関係(消極的にしる積極的にしる)の存否は『統治論』の「歴史的理解にとって無関係である」とするタン(Dunn, *op. cit.*, p. 79)や、ガフのいう「いくつかの箇所」のうち特にガフが名指した『統治論』第二篇第九三節についてホッブズと関連づける必要がなかつたラスレット(Laslett's edn. of *Two Treatises*, note to II, sec. 93)と比べれば、目瞭然である。

(13) もっとも、ガフが新資料の断片を紹介し論評を加えたのは、『世俗権力二論』のみについてではなかった。『自然法論』草稿からもかなり引用して論評を加えていた。そして、「第三版」では、ライデンの編纂になる *Essays on the Law of Nature* (Oxford, 1954) により旧稿を整理したり、ライデンの分析を引用して二頁ほど(2nd edn, pp. 13, 14)の追加を行っている。けれども、ガフがライデンから『ジョン・ロックの政治哲学』の基本的モチーフに関わる影響を受けているわけではないので、こ

こでは省略するわけである。

- (14) 1st edn., p. 180.
- (15) *Ibid.*
- (16) 1st edn., pp. 127~8; 2nd edn., p. 145.
- (17) Cf. 1st edn., p. 127; 2nd edn., pp. 144~5.
- (18) わが国へのこの通説(若きロッキの思想はホッブズのたといの流入はクランストンを通じてであった。浜林正夫、前掲 三四頁および松下圭一、前掲 一九三頁、参照。ただし、福田敏一教授は、クランストンを追認するにいたらず、クランストン説を紹介するに止っていられる(『近代政治原理成立史序説』、岩波書店、一九七一年、一〇一頁、参照)。なお、クランストンをもラウレリス・コレクシオン中の草稿をも参照しえたコックスは、若きロッキにとどまらず成熟したロッキも一貫してホッブズ主義者だったというラディカルな説を提唱したが、この方面からわが国への影響は見られなく(cf. Richard Cox, *Locke on War and Peace* (Oxford, 1960), esp., pp. 76 et 209)。
- (19) 1st edn., p. 127; 2nd edn., p. 144.
- (20) 2nd edn., p. 121.
- (21) 「第一版」で『世俗権力二論』を取扱ったのは「第八章」におつてであったが、「第二版」では議論の一部を「第五章」に移した。
- (22) 2nd edn., p. 120.
- (23) Philip Abrams, *John Locke: Two Tracts on Government* (Cambridge, 1967). Cf. 2nd edn., p. 120 n. 1.
- (24) Laslett, 'Introduction' to *Two Treatises*, p. 21.

ロッキ研究の二つの系譜

- (25) Abrams, 'Introduction' to *Two Tracts*, p. 76.
- (26) *Loc. cit.*, p. 77.
- (27) Cf. *loc. cit.*, p. 3; Cranston, *John Locke, a Biography* (London, 1957), p. 59.
- (28) 2nd edn., p. 202.
- (29) 宮下氏の訳業は、早くも、ロッキ専門学者以外の研究家の眼に止っている。恒藤武二教授は、「総合的にロッキを扱った邦語文献のうち充実した内容のものとして」田中正司教授の『ジョン・ロッキ研究』(未來社、一九六八年)と並べて、宮下氏の訳業を挙げられている。田中教授のこの著作は重厚なイデオロギー分析の書であつて、恒藤教授の右の推挙は、当を得たものである。恒藤武二『法思想史』(筑摩書房、一九五七年)、二九四頁。